調査基準価格の算定について

調査基準価格について

次に掲げる額の合算額に一定の範囲で無作為に発生させた係数(ランダム係数)を乗じた額。なお、鋼橋、電気通信、機械設備、営繕工事及び下水道工事のうち機械設備・電気設備工事については別紙算定基準(1)、(2)、(3)のとおりとする。

基準額の算定

- ア 予定価格(税抜き)が1億円未満の工事
 - (ア)『直接工事費』に100分の100を乗じて得た額
 - (イ) 『共通仮設費』に100分の90を乗じて得た額
 - (ウ) 『現場管理費』に100分の90を乗じて得た額
 - (エ) 『一般管理費等』に100分の68を乗じて得た額
- イ 予定価格(税抜き)が1億円以上の工事
 - (ア)『直接工事費』に100分の97を乗じて得た額
 - (イ) 『共通仮設費』に100分の90を乗じて得た額
 - (ウ)『現場管理費』に100分の90を乗じて得た額
 - (エ) 『一般管理費等』に100分の68を乗じて得た額

※ただし算出した基準額が、予定価格に10分の9.5を乗じて得た額を超える場合にあっては、10分の9.5を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、10分の7.5を乗じて得た額とする。

(1) 鋼橋、電気通信及び機械設備等に係る基準の取り扱いについて

1 「鋼橋及び鋼製の横断歩道橋の工事制作工事」に係る基準の取扱いの運用

- ① 『共通仮設費』は鋼橋工場制作に係る積算基準の「間接労務費」に該当するものと する。
- ② 『現場管理費』は鋼橋工場制作に係る積算基準の「工場管理費」に該当するものとする。
- ※ 入札時に提出する工事内訳書に「間接労務費」「工場管理費」の額を記入すること

2 「土木工事標準積算基準書(電気通信編)」に係る基準の取扱いの運用

- (i) 一般工事費
 - ① 『直接工事費』は、「直接制作費」、「直接工事費」の合計額とする。
 - ② 『共通仮設費』は、「間接労務費」、「共通仮設費」の合計額とする。
 - ③ 『現場管理費』は、「工場管理費」、「現場管理費」、「機器間接費」の合計額とする。
 - ④ 『一般管理費等』は、機械単体費の「一般管理費」、工事費の「一般管理費等」の合計額とする。

ただし、「直接制作費」は機器単体費に10分の6を乗じた額、「間接労務費」は機器単体費に10分の1を乗じた額、「工場管理費」は機器単体費に10分の2を乗じた額、機器単体費の「一般管理費等」は機器単体費に10分の1を乗じた額とする。

- (ii) 鉄塔・反射板工事
 - ① 『直接工事費』は、「工場塗装費」、「材料費」、「製作費」、架設工事原価の「直接工事費」の合計額とする。
 - ② 『共通仮設費』は、「間接労務費」、「共通仮設費」の合計額とする。
 - ③ 『現場管理費』は、「工場管理費」、「現場管理費」の合計額とする。 ただし、「材料費」と「製作費」の合計額は鉄塔製作費に10分の6を乗じた 額、「間接労務費」は鉄塔製作費に10分の3を乗じた額、「工場管理費」は 鉄塔製作費に10分の1を乗じた額とする。

3 「土木工事標準積算基準書(機械編)」に係る基準の取扱いの運用

- ① 『直接工事費』は、「直接制作費」、「直接工事費」の合計額とする。
- ② 『共通仮設費』は、「間接労務費」、「共通仮設費」の合計額とする。
- ③ 『現場管理費』は、「工場管理費」、「現場管理費」、「据付間接費」の合計額とする。

(2) 営繕工事に係る基準の取扱いについて

営繕工事に係る基準の取扱いの運用

- ① 『直接工事費』は、設計図書にある直接工事費から「現場管理費相当額」を減じた額とする。
- ② 『現場管理費』は、設計図書にある現場管理費に「現場管理費相当額」を加えた額とする。

ただし、「現場管理費相当額」は、設計図書にある直接工事費に10分の1を乗じた額とする。

(3) 下水道工事(機械設備・電気設備工事)に係る基準の取り扱いについて

日高川町が発注する下水道工事のうち、下水道用機械設備請負工事工事費積算要領及び下水道用電気設備工事工事費積算要領にて積算される機械設備工事及び電気設備工事については、以下のとおり調査基準価格の各費用を算出する。

① 『直接工事費』は、「直接工事費」と「機器費」に10分の6を乗じた額の合計額とする。

『直接工事費』=「直接工事費」+「機器費」×6/10

② 『共通仮設費』は、「共通仮設費」と「機器費」に10分の1を乗じた額の合計額とする。

『共通仮設費』=「共通仮設費」+「機器費」×1/10

- ③ 『現場管理設費』は、「現場管理費」、「据付間接費」、「設計技術費」の合計額と「機器費」に10分の2を乗じた額の合計額とする。 『現場管理設費』=「現場管理費」+「据付間接費」+「設計技術費」+「機器費」×2/10
- ④ 『一般管理費』は、「一般管理費」と「機器費」に10分の1を乗じた額の合計額とする。

『一般管理費』 = 「一般管理費」 + 「機器費」 × 1 / 10